

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、五戸町の人口は16,042人、世帯数は6,059世帯となっており、推移としては減少傾向にある。

また、産業別就業者数についても各産業で減少を続けており、令和2年の就業者人口は8,532人となっていることに加え、町内総生産についても年々減少しており、人口減少に伴い、各産業における地域経済への波及性は減少している。

五戸町の産業としては農林畜産業及び商工業があり、農林畜産業は米、りんご、野菜等を基幹作物とした畜産等との複合経営が挙げられる。

商工業では八戸地区新産業都市の指定を受けて以来、地蔵平工業団地に企業誘致を進め、町内に3か所ある工業団地による内陸型工業が挙げられるが、不況の影響により縫製業等の需要が伸び悩んでいる。また、技術革新や情報化産業進展により、基礎材料型、生活関連型産業から組立加工型産業に移行してきている。

現在、町内の中小企業数及び町内総生産は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると「農工併進の町」として発展してきた町内の産業基盤が失われかねない状況である。そのため、中小企業に対する生産性向上等を通じた、人手不足等に対応した事業基盤の構築支援や、中小企業に対する事業継続支援は重要な課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町経済の維持・成長を目指す。ついては、本計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

五戸町の産業は、農林畜産業を基幹産業として、製造業や建築業、工業、そしてサービス業など多岐に渡っており、それらが連携し、町内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て

とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

五戸町の産業は、町中心部及び郊外その他、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、中小企業者の生産性向上の幅広い取組を促すため、全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

地域経済の発展のためには、農林畜産業や商工業をはじめ、幅広い産業の生産性向上を図る必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は全ての業種とする。また、本計画においては、中小企業等の生産性向上に向けた取組みは、ブランド化や新商品の開発、工程の標準化や自動化の推進、IT 導入による業務効率化等、多様であることから労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日～令和9年6月18日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用安定のため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展を促進するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、五戸町町税条例第3条に規定される町税の滞納がある中小企業者の先端設備等導入計画は認定の対象としない。